

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月1日
【届出者の氏名又は名称】	日立化成工業株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03)3346 - 3111
【事務連絡者氏名】	C S R統括部 コーポレートコミュニケーションセンタ 法務グループ 法務担当部長 斎藤 正道
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	日立化成工業株式会社 (東京都新宿区西新宿二丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、日立化成工業株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、新神戸電機株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

(注10) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。本書に含まれるすべての財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものではありません。

(注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付

の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

新神戸電機株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1)本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の発行済株式総数(平成23年9月30日現在：50,935,500株(注))の58.26%(29,672,816株、小数点以下第三位を四捨五入。)を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者の完全子会社化を企図し、対象者の発行済株式のすべて(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けにより取得することといたしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。

なお、対象者公表の2011年11月25日付「支配株主である日立化成工業株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役(取締役9名中、出席取締役7名)の全員一致で決議を行ったとのことです。

(注) 対象者が平成23年11月14日付で提出した第90期第2四半期報告書に記載された数。

(2)本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、1962年の設立以来、絶縁ワニス、積層板、絶縁ガイシ、カーボンブラシなど4つの源流製品から発展した広範囲な基盤技術を製品開発の支えとし、これらの基盤技術を拡大、複合、融合させるとともに、市場動向を把握し、顧客ニーズを探索することで幅広い事業展開を行ってきました。近年は、高い成長が見込まれ、当社の技術的な強みが発揮できる「情報通信・ディスプレイ」、「環境・エネルギー」、「ライフサイエンス」、「自動車・交通インフラ」の4事業領域を中心に、顧客への最適なソリューションの提供を一層強力で推進してきました。また、当社を含む株式会社日立製作所(以下「日立製作所」といいます。)グループは、情報技術(IT)と社会インフラシステムの高度な融合により実現する「社会イノベーション事業」を軸に、グローバル市場での成長をめざしており、当社もそれらを支える重要な基盤事業としての役割を担っています。

そして現在、当社グループは、欧米を中心とした経済の減速と深刻な円高の影響を受ける厳しい経営環境のもと、「時代を拓く優れた技術と製品の開発を通して社会に貢献すること」を理念とし、今後の持続的成長を達成するために、2010年度から3ヵ年の中期経営計画で掲げる「グローバル展開」、「新製品・新事業の創出」を軸とした成長戦略を推進してきました。2011年度以降も新製品の積極的な市場への投入、成長分野への経営資源の重点投入、海外事業の強化等の諸施策を進め、グローバル規模での事業の拡大に鋭意取り組んでまいります。

一方、対象者は、蓄電池を製造する日本蓄電池製造株式会社と、蓄電池、合成樹脂加工を手がける神戸電機株式会社が1969年に合併して発足した、当社の連結子会社であります。

現在、対象者グループは、「人と環境の未来のために独創的な先端技術を育み、信頼される製品・サービスで社会に貢献すること」を経営理念とし、電池・電気機器、コンデンサ及び合成樹脂製品の製造・販売を主な事業としており、当社グループにおける先端部品・システムセグメントにおいて製品の製造・販売を担っております。対象者グループは、2011年4月には、「低炭素社会の中核を担う技術・製品・サービスで環境と調和した社会の実現を目指します」との企業ビジョンを制定し、「新エネ・環境志向製品(フラッグ製品)への注力」、「グローバル戦略の強化・拡大」、「モノづくり力向上による体質強化」を基本方針に掲げ、アイドリングストップ車用鉛蓄電池や、新エネルギー向け蓄電池・コンデンサの製造・販売を通じ、低炭素社会実現に貢献する事業の強化を図りつつあります。なお、対象者グループは、従来より、電池・電気機器として、自動車用鉛蓄電池、産業用鉛蓄電池、産業用リチウムイオン電池、リチウムイオンキャパシタ等を製造・販売していましたが、2009年10月に、総合蓄電デバイス事業の業容拡大を目的として、当社グループでコンデンサ事業を手がけていた新町コンデンサ株式会社(現・日立エーアイシー株式会社)の株式のすべてを、日立エーアイシー株式会社(現・日立化成エレクトロニクス株式会社)より取得して子会社化し、新たにアルミ電解コンデンサ、フィルムコンデンサをその取扱製品に追加しております。

当社グループと対象者グループは、これまで電池・電気機器、コンデンサ、合成樹脂製品の材料や樹脂の研究開発において連携を図るなど、主に研究開発面においてその関係を強化してきました。

昨今、対象者グループを含む当社グループを取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けています。対象者グループの主要な取引先である自動車メーカーが、生産のグローバル展開を加速していることから、対象者グループ自身も、自動車メーカーによる生産のグローバル化に合わせ、従来からの課題であったグローバル展開の強化を急がなければ、市場における競争に打ち勝つことは困難な状況となっています。また、産業用蓄電池等でも、今後の市場拡大への期待から新規参入企業の出現や技術革新により一層の競争激化が予想され、対象者としても、従来からの総合蓄電デバイス事業のさらなる強化、差別化を図り、市場のニーズに合った製品を開発し供給できなければ、厳しい競争を戦い続けることが困難であると認識しています。

また、当社の親会社である日立製作所は、電池事業について、2010年6月にグループとしての事業戦略を策定、「リチウムイオン電池を軸とした電池事業の強化について」として公表し、2010年4月1日に日立マクセル株式会社と日立ピークルエナジー株式会社を構成会社として設立した日立製作所の社内カンパニー「電池システム社」のリーダーシップのもと、電池セル単体の販売による事業拡大とともに、日立製作所グループの技術を活用して、電池の充放電を最適な状態に制御するシステム及び保守・サービスも含めた電源ソリューション事業への展開を推進していくこととし、大型産業用蓄電池事業については対象者と連携し進めることとしました。

その後さらに、日立製作所は、2011年11月25日付で「電池事業に関する体制再編について」として、日立製作所グループの電池事業の運営を、民生用、車載用、産業用といったアプリケーションごとに推進する体制に再編することとし、産業用は対象者に事業を集約し、従来電池システム社が担当してきた大規模産業用リチウムイオン電池についても2012年1月1日付で対象者に集約する予定である旨を公表しております。対象者は産業用鉛蓄電池で培った顧客基盤を最大限に活用し、大規模産業用リチウムイオン電池を含む産業用蓄電池事業の早期規模拡大を目指すこととなりました。

このような状況の中、当社と対象者は、2011年8月頃から、両社の企業価値をさらに向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けとその後の取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、対象者グループにおいて当社グループが持つ海外ネットワーク、豊富な資金力及び研究開発関係の経営資源をより一層活用し、対象者グループのグローバル展開を加速すること、並びに対象者グループにおける研究開発投資を拡大して製品ラインアップを強化し、伸長が期待される社会インフラやエネルギー分野における蓄電デバイス市場や海外自動車部品市場において事業規模を拡大する取組みをより一層加速していくことが、対象者の企業価値の拡大に有益であるとともに、当社グループ全体の企業価値拡大のためにも有益であるとの結論に至り、当社は、2011年11月25日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することとしました。当社は、対象者の完全子会社化により、当社グループが中長期的な視点から機動的な経営戦略を実践することが可能になると考えています。

具体的には、対象者が当社の完全子会社となることにより以下の施策の実行による企業価値の向上が図れると考えております。

まず、今後の拡大が見込まれる産業用の鉛蓄電池やリチウムイオン電池、リチウムイオンキャパシタ、コンデンサなどの蓄電デバイス事業では、材料の調達から組立て、バック化、システム化、保守・点検に至る一連のバリューチェーンを、対象者を中心とした当社グループ及び日立製作所電池システム社の技術並びにソリューションとの融合によって構築することにより、対象者の蓄電デバイス事業における優位性がさらに高まると考えております。例えば、電池材料につきましては、世界トップシェアの当社グループのリチウムイオン電池用負極材において、材料の提供にとどまらず、電池を構成する他の材料との特性評価等でも対象者と連携を強化し関係性を深めることにより、電池の性能向上を見込んでおります。また、日立製作所電池システム社の人財等を対象者に集中することで、電池を制御する技術を強化することが可能となり、システム面での性能向上を図ることができると考えております。

次に、製造面では、合成樹脂製品を中心に、対象者グループと当社グループとの製造拠点のグローバルレベルでの相互利用により生産効率・生産能力の向上が図れるほか、事業継続計画(Business Continuity Plan)に対応した取組みを行うことも可能となります。原材料の調達においては、共同購買の推進により調達コストを引き下げることが期待できます。そして、営業面では、当社グループは海外に販売拠点を多数有していることから、対象者グループが自動車用鉛蓄電池や産業用蓄電池等の販売につき、その販売網を活用することができるとともに、販売拠点では製品ラインアップの拡充を図ります。具体的には、米国、ドイツ、中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、タイ、インドに当社グループは販売拠点を有しており、各販売拠点对対象者グループの製品を取り扱うには相応の準備期間が必要ではあるものの、受入態勢の整った販売拠点から製品を取り扱うことが可能となります。一方、当社グループが対象者グループの合成樹脂製品の販売網を活用し、売上拡大を図っていきます。合成樹脂製品においては、当社と対象者間で一部競合する製品については、取り扱う製品を棲み分けすることで営業効率の向上を図ります。

また、研究開発では、技術協力と新製品の共同開発を加速することが可能となります。対象者グループは、対象者が当社の完全子会社となることで、当社グループの余剰資金を活用し、研究開発を従来よりも活発に行うことが可能となり、当社の研究開発資源を従来以上に活用し、材料特性の向上や新規材料開発により蓄電デバイスの性能向上を図っていきま

す。また、合成樹脂製品では、競合企業と製品の差別化を図るため、当社と対象者が樹脂の組成から共同で開発を行い、当社が開発した樹脂を利用した製品を対象者が開発、製造することも実施してまいります。

さらに、新規事業の立上げでは、今後市場規模の拡大が見込めるLED、車載部品、家電製品やコンピュータ周辺機器で発生する熱を上手に逃がすサーマルマネジメント材料など、協業によりラインアップを拡充し、当社及び対象者独自の販売網を相互に活用して、事業規模の拡大を図ります。

加えて、資本政策においては、対象者が当社の完全子会社となることで、対象者グループは当社グループの余剰資金を活用し設備投資を行うことが可能となり、より大規模な投資に際しても当社グループ全体としての柔軟な資金対応ができるようになります。

なお、当社は、本公開買付け及び対象者の完全子会社化後の対象者の経営方針等につきましては、現時点で決定事項はなく、本公開買付け及び対象者の完全子会社化を実施後も引き続き対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

また、対象者公表の2011年11月25日付「期末配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、本公開買付けの決済後である2012年3月31日を基準日とする期末配当を行った場合、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、2011年11月25日開催の対象者取締役会において、平成24年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者が本書提出日現在において当社の連結子会社であり、また、対象者の取締役のうち2名が当社の執行役を兼務していることを勘案し、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付け価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日に株式価値算定書(以下「算定書」といいます。算定基準日：2011年11月24日)を取得いたしました(なお、当社は、野村證券から本公開買付け価格の妥当性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

(a) 市場株価平均法：1,260円～1,324円

市場株価平均法では、2011年11月24日を基準日として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における対象者の普通株式の、直近6ヵ月間の終値平均値、直近3ヵ月間の終値平均値、直近1ヵ月間の終値平均値、直近5営業日の終値平均値及び基準日終値(それぞれ、1,279円、1,324円、1,302円、1,288円、1,260円、各終値平均値については小数点以下を四捨五入。)を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,260円～1,324円と分析しております。

(b) 類似会社比較法：878円～1,377円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、878円～1,377円と分析しております。

(c) DCF法：1,479円～1,751円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,479円～1,751円と分析しております。

当社は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデューデリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付け価格を1,710円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,710円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2011年11月24日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,260円に対して35.71%(小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアムの数値において同じ。)、過去1ヵ月間(2011年10月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,302円(小数点以下を四捨五入、以下単純平均値の数値において同じ。))に対して31.34%、過去3ヵ月間(2011年8月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,324円に対して29.15%、過去6ヵ月間(2011年5月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,279円に対して33.70%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格は本書提出日の前営業日である2011年11月30日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値1,699円に対して0.65%のプレミアムを加えた金額となります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社(以下「大和証券CM」といいます。))に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日付で大和証券CMから株式価値算定書を取得しているとのことです。なお、対象者は大和証券CMから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、大和証券CMは、対象者からのかかる依頼に基づき、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っているとのことであり、対象者は2011年11月24日に大和証券CMより株式価値の算定結果の報告を受けているとのことです。大和証券CMが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では2011年11月22日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値1,321円、過去1ヵ月間の終値平均株価1,307円(小数点以下を四捨五入、以下終値平均株価の数値について同じ。)、過去3ヵ月間の終値平均株価1,321円及び過去6ヵ月間の終値平均株価1,277円を基に1,277円~1,321円、DCF法では1,473円~2,034円と算定しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、第三者算定機関である大和証券CMは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定に当たっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立性を有する、長谷川臣介氏(公認会計士、長谷川公認会計士事務所)、高橋明人氏(弁護士、高橋・片山法律事務所)及び大川誉夫氏(対象者の社外取締役であり、東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。))の規則に基づく独立役員として指定・届出されております。)の3名から構成される第三者委員会を設置し、(a)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の企業価値向上に資するか、(b)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件(本公開買付けにおける公開買付価格を含む。)の公正性が確保されているか、(c)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、を第三者委員会に対し諮問することを対象者取締役会にて決議の上、第三者委員会へ諮問を行ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、合計で5回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討に当たり、対象者から、公開買付者の提案内容、本公開買付け及び本完全子会社化手続(下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義されます。)の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者からも同様の説明を受けたとのことです。また、大和証券CMが対象者に対して提出した対象者の株式

価値算定書を参考にするとともに、大和証券CMから対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。さらに、第三者委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からも、本公開買付け及びその後の一連の手続について説明を受けたとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、2011年11月24日に、対象者取締役会に対して、(a)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の企業価値向上に資すること、(b)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件(本公開買付けにおける公開買付価格を含む。)の公正性は確保されていること、(c)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに(d)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのことです。

対象者における取締役会に出席した取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、大和証券CMより取得した株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2011年11月25日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役(取締役9名中、出席取締役7名)の全員一致で決議を行ったとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の社外取締役である角田和好氏及び内村俊一郎氏は、公開買付者の執行役員を兼務しているため、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付価格の公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続(以下、かかる一連の手続を「本完全子会社化手続」といいます。)により、対象者の発行済株式のすべて(対象者が保有する自己株式を除きます。以下本(4)において同じ。)を取得する予定です。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式のすべてを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付けが成立した後、以下の方法により、当社が対象者の発行済株式のすべてを取得するための手続を実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、対象者を会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。)の規定する種類株式発行会社とすることを内容とする対象者の定款の一部変更を行うこと、対象者の発行するすべての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付すことを内容とする対象者の定款の一部変更を行うこと、及び対象者の当該株式の全部(対象者が保有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記の承認に係る本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に、上記の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

対象者の本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案が承認された場合には、対象者の発行するすべての普通株式は、全部取得条項が付された上で、そのすべて(対象者が保有する自己株式を除きます。)が対象者により取得されることとなり、対象者の株主の皆様(対象者は除きます。)には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に端数があ

る場合は当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること(対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。)によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主の皆様が交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が保有していた対象者の普通株式の数に乗じた価格と同一になるように算出され、その上で裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として新たに交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、当社が対象者の発行済株式のすべてを保有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

なお、当社は、全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部(対象者が保有する自己株式を除きます。)の取得を、原則として2012年3月中を目処にすることを対象者に要請する予定です。

上記 から の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a)上記 に関する対象者の定款変更の際には、会社法第116条及び第117条その他関連法令の定めに従って、株主の皆様は対象者に対しその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められております。また、(b)上記 が対象者の株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他関連法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所の判断によることとなります。

また、関連法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け成立後の当社の株券等所有割合又は当社以外を対象者株主の皆様を対象者株式の所有状況等によっては、上記 から の各手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により当社が対象者の発行済株式のすべてを取得するための手続を実施する可能性があり、また、実施時期に変更が生じる可能性もあります。ただし、当社は、その場合であっても、当社以外の株主の皆様に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付することを予定しており、当社以外を対象者の株主の皆様に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が保有していた対象者の普通株式の数に乗じた価格と同一になるように算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、その後上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本完全子会社化手続を実行することにより当社は対象者を当社の完全子会社とすることを企図していますので、かかる手続が実行された場合、対象者の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成23年12月1日(木曜日)から平成24年1月19日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	平成23年12月1日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金1,710円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日に算定書を取得いたしました(なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)、野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。</p> <p>(a)市場株価平均法：1,260円～1,324円</p> <p>市場株価平均法では、2011年11月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の、直近6ヵ月間の終値平均値、直近3ヵ月間の終値平均値、直近1ヵ月間の終値平均値、直近5営業日の終値平均値及び基準日終値(それぞれ、1,279円、1,324円、1,302円、1,288円、1,260円。各終値平均値については小数点以下を四捨五入。)を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,260円～1,324円と分析しております。</p> <p>(b)類似会社比較法：878円～1,377円</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、878円～1,377円と分析しております。</p> <p>(c)DCF法：1,479円～1,751円</p> <p>DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,479円～1,751円と分析しております。</p> <p>当社は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデューデリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格を1,710円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり1,710円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2011年11月24日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,260円に対して35.71%、過去1ヵ月間(2011年10月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,302円に対して31.34%、過去3ヵ月間(2011年8月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,324円に対して29.15%、過去6ヵ月間(2011年5月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,279円に対して33.70%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格は本書提出日の前営業日である2011年11月30日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値1,699円に対して0.65%のプレミアムを加えた金額となります。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>昨今、対象者グループを含む当社グループを取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けています。対象者グループの主要な取引先である自動車メーカーが生産のグローバル展開を加速していることから、対象者グループ自身も、自動車メーカーによる生産のグローバル化に合わせ、従来からの課題であったグローバル展開の強化を急がなければ、市場における競争に打ち勝つことは困難な状況となっています。また、産業用蓄電池等でも、今後の市場拡大への期待から新規参入企業の出現や技術革新により一層の競争激化が予想され、対象者としても、従来からの総合蓄電デバイス事業のさらなる強化、差別化を図り、市場のニーズに合った製品を開発し供給できなければ、厳しい競争を戦い続けることが困難であると認識しています。</p> <p>また、当社の親会社である日立製作所は、電池事業について、2010年6月にグループとしての事業戦略を策定、「リチウムイオン電池を軸とした電池事業の強化について」として公表し、2010年4月1日に日立マクセル株式会社と日立ピークエルエナジー株式会社を構成会社として設立した日立製作所の社内カンパニー「電池システム社」のリーダーシップのもと、電池セル単体の販売による事業拡大とともに、日立製作所グループの技術を活用して、電池の充放電を最適な状態に制御するシステム及び保守・サービスも含めた電源ソリューション事業への展開を推進していくこととし、大型産業用蓄電池事業については対象者と連携し進めることとしました。</p> <p>その後さらに、日立製作所は、2011年11月25日付で「電池事業に関する体制再編について」として、日立製作所グループの電池事業の運営を、民生用、車載用、産業用といったアプリケーションごとに推進する体制に再編することとし、産業用は対象者に事業を集約し、従来電池システム社が担当してきた大規模産業用リチウムイオン電池についても2012年1月1日付で対象者に集約する予定である旨を公表しております。対象者は産業用鉛蓄電池で培った顧客基盤を最大限に活用し、大規模産業用リチウムイオン電池を含む産業用蓄電池事業の早期規模拡大を目指すこととなりました。</p> <p>このような状況の中、当社と対象者は、2011年8月頃から、両社の企業価値をさらに向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けとその後の取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、対象者グループにおいて当社グループが持つ海外ネットワーク、豊富な資金力及び研究開発関係の経営資源をより一層活用し、対象者グループのグローバル展開を加速すること、並びに対象者グループにおける研究開発投資を拡大して製品ラインアップを強化し、伸長が期待される社会インフラやエネルギー分野における蓄電デバイス市場や海外自動車部品市場において事業規模を拡大する取組みをより一層加速していくことが、対象者の企業価値の拡大に有益であるとともに、当社グループ全体の企業価値拡大のためにも有益であるとの結論に至り、当社は、2011年11月25日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付価格について決定しました。</p> <p>()算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日に算定書を取得いたしました(なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)</p>
-------	--

()当該意見の概要

野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

(a)市場株価平均法：1,260円～1,324円

(b)類似会社比較法：878円～1,377円

(c)DCF法：1,479円～1,751円

()当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデューデリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格を1,710円と決定いたしました。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社及び対象者は、対象者が本書提出日現在において当社の連結子会社であり、また、対象者の取締役のうち2名が当社の執行役を兼務していることを勘案し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

()当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日に算定書を取得いたしました(なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)

当社は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデューデリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格を1,710円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,710円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2011年11月24日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,260円に対して35.71%、過去1ヵ月間(2011年10月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,302円に対して31.34%、過去3ヵ月間(2011年8月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,324円に対して29.15%、過去6ヵ月間(2011年5月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,279円に対して33.70%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格は本書提出日の前営業日である2011年11月30日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値1,699円に対して0.65%のプレミアムを加えた金額となります。

- ()対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- 対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券CMに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日付で大和証券CMから株式価値算定書を取得しているとのことです。なお、対象者は大和証券CMから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。
- 対象者プレスリリースによれば、大和証券CMは、対象者からのかかる依頼に基づき、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っているとのことであり、対象者は2011年11月24日に大和証券CMより株式価値の算定結果の報告を受けているとのことです。大和証券CMが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では2011年11月22日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値1,321円、過去1ヵ月間の終値平均株価1,307円、過去3ヵ月間の終値平均株価1,321円及び過去6ヵ月間の終値平均株価1,277円を基に1,277円～1,321円、DCF法では1,473円～2,034円と算定しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。
- なお、対象者プレスリリースによれば、第三者算定機関である大和証券CMは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。
- ()対象者における独立した法律事務所からの助言
- 対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定に当たっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。
- ()対象者における独立した第三者委員会の設置
- 対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立性を有する、長谷川臣介氏(公認会計士、長谷川公認会計士事務所)、高橋明人氏(弁護士、高橋・片山法律事務所)及び大川誉夫氏(対象者の社外取締役であり、東京証券取引所及び大阪証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されております。)の3名から構成される第三者委員会を設置し、(a)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の企業価値向上に資するか、(b)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件(本公開買付けにおける公開買付価格を含む。)の公正性が確保されているか、(c)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、を第三者委員会に対し諮問することを対象者取締役会にて決議の上、第三者委員会へ諮問を行ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、合計で5回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのこと。第三者委員会は、上記諮問事項の検討に当たり、対象者から、公開買付者の提案内容、本公開買付け及び本完全子会社化手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者からも同様の説明を受けたとのこと。また、大和証券CMが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考にするとともに、大和証券CMから対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのこと。さらに、第三者委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からも、本公開買付け及びその後の一連の手続について説明を受けたとのこと。第三者委員会は、これらの検討を前提として、2011年11月24日に、対象者取締役会に対して、(a)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の企業価値向上に資すること、(b)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件(本公開買付けにおける公開買付価格を含む。)の公正性は確保されていること、(c)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに(d)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのこと。

()対象者における取締役会に出席した取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、大和証券CMより取得した株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2011年11月25日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役(取締役9名中、出席取締役7名)の全員一致で決議を行ったとのこと。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の社外取締役である角田和好氏及び内村俊一郎氏は、公開買付者の執行役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのこと。

()買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付価格の公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

(3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
21,090,267(株)	(株)	(株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成23年11月14日付で提出した第90期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(50,935,500株)から、本書提出日現在の公開買付者が保有する対象者株式数(29,672,816株)及び対象者が平成23年10月25日付で公表した「平成24年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(172,417株)を控除したものになります。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	21,090
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年12月1日現在)(個)(d)	29,672
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年12月1日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(j)	50,418
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	41.55
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(21,090,267株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、特別関係者である対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」は分子に加算しておらず、本書提出日現在の公開買付者が保有する対象者株式数(29,672,816株)に本公開買付けにおける買付予定数(21,090,267株)を加算した対象者株式の数(50,763,083株)に係る議決権の数(50,763個)を分子として計算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成23年11月14日付で提出した第90期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けでは買付予定数の上限を設けておらず、かつ、対象者の発行しているすべての株式(対象者の保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式総数(50,935,500株)から、対象者が平成23年10月25日付で公表した「平成24年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(172,417株)を控除した対象者株式の数(50,763,083株)に係る議決権の数(50,763個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)(以下「インターネットサービス」といいます。)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載の上野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である東京証券代行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヵ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの) 福祉手帳(各種) 外国人登録証明書 旅券(パスポート) 国民年金手帳(1996年12月31日以前に交付されたもの)

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日
郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本がコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2)【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求した上で、野村ネット&コール宛に送付してください(公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。)。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者
 野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
 (その他の野村証券株式会社全国各支店)

(3)【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4)【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	36,064,356,570
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	112,000,000
その他(c)	7,127,000
合計(a) + (b) + (c)	36,183,483,570

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(21,090,267株)に1株当たりの買付価格(1,710円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
当社から日立化成ビジネスサービス株式会社(以下「日立化成ビジネスサービス」といいます。)に対する貸付金の同社からの弁済	36,200,000
計(d)	36,200,000

(注1) 日立化成ビジネスサービスは、当社の子会社であり、当社グループの資金プーリングの運用等を行っております。当該資金プーリングは、当社の資金についても対象としており、当社が日立化成ビジネスサービスに拠出した資金は同社に対する貸付金として扱われます。

(注2) 当社は、上記の資金調達の裏づけとして、日立化成ビジネスサービスより当社からの借入金の残高証明書と共に、本公開買付けの決済開始日の遅くとも前々営業日までに当社からの借入金の弁済として金362億円を当社に対して支払うことを確約する旨の証明書を取得しております。また、日立化成ビジネスサービスは、日立製作所がそのグループ会社を対象として導入している日立グループ・プーリング制度に参加し、日立製作所に対して資金を預託しているため、日立製作所より日立化成ビジネスサービスの当該預託資金の残高証明書を取得しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

36,200,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成24年1月26日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又ニに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月21日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第2四半期(第63期中)(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日) 平成23年11月11日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

訂正報告書(上記第62期有価証券報告書の訂正報告書)を平成23年7月1日に関東財務局長に提出

【上記書類を縦覧に供している場所】

日立化成工業株式会社

(東京都新宿区西新宿二丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	29,846(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	29,846		
所有株券等の合計数	29,846		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式173,618株(発行済株式総数の0.34%)を保有しておりますが、すべて自己株式であるため、議決権はございません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数174個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	29,672(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	29,672		
所有株券等の合計数	29,672		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	174(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	174		
所有株券等の合計数	174		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式173,618株(発行済株式総数の0.34%)を保有しておりますが、すべて自己株式であるため、議決権はございません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数174個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	新神戸電機株式会社
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号
職業又は事業の内容	電池、合成樹脂製品の製造、販売
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	白井 正信
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役会長 台湾神戸電池股?有限公司 常務董事
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	伊藤 繁
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役 兼 代表執行役 執行役社長
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	菌頭 幹雄
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役 兼 執行役副社長 日立ビークルエナジー株式会社 取締役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	花枝 昇一
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役 兼 執行役専務 日立エーアイシー株式会社 取締役 日立ビークルエナジー株式会社 取締役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	川上 典彦
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役 兼 執行役専務 日立バッテリー販売サービス株式会社 代表取締役 取締役社長 Hitachi Storage Battery (Thailand) Co., Ltd. Director
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	清水 毅
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役 日立バッテリー販売サービス株式会社 監査役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	大川 誉夫
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 社外取締役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	角田 和好
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 代表執行役 執行役専務 対象者 社外取締役 日立粉末冶金株式会社 代表取締役 取締役社長 Hitachi Chemical Diagnostics, Inc. Director Bioclone Australia Pty Limited Director Hitachi Powdered Metals (Thailand) Co., Ltd. Chairman of the Board
連絡先	連絡者 日立化成工業株式会社 CSR統括部 コーポレートコミュニケーションセンタ 法務グループ 法務担当部長 齋藤 正道 連絡場所 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 電話番号 (03)3346 - 3111
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	内村 俊一郎
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 執行役 対象者 社外取締役 日立粉末冶金株式会社 取締役 日本ブレーキ工業株式会社 代表取締役 取締役社長 Hitachi Chemical Mexico, S. A. de C. V. Director
連絡先	連絡者 日立化成工業株式会社 CSR統括部 コーポレートコミュニケーションセンタ 法務グループ 法務担当部長 斎藤 正道 連絡場所 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 電話番号 (03)3346 - 3111
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	鎌田 満利
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 執行役常務
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	茅野 真司
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 執行役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	高橋 聡
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 執行役 新神戸プラテックス株式会社 取締役 日立蓄電池(東莞)有限公司 董事
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	齋藤 幸弘
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 執行役 台湾神戸電池股?有限公司 董事
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	小西 真
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 執行役 日立エーアイシー株式会社 取締役 日立蓄電池(東莞)有限公司 董事 Hitachi Storage Battery (Thailand) Co., Ltd. Director
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	吉田 研二
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 執行役 日立バッテリー販売サービス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	児玉 弘則
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 執行役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	松本 勇一
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 執行役 新神戸プラテックス株式会社 監査役 Hitachi Storage Battery (Thailand) Co., Ltd. Director
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	山本 貢
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号 (日立エーアイシー株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	日立エーアイシー株式会社 代表取締役 取締役社長 南通海立電子有限公司 董事長
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	鳥光 振武
住所又は所在地	東京都中央区明石町8番1号 (日立エーアイシー株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	日立エーアイシー株式会社 常務取締役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	今田 進
住所又は所在地	東京都荒川区町屋八丁目12番7号 (日立バッテリー販売サービス株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	日立バッテリー販売サービス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	逸見 敏夫
住所又は所在地	東京都荒川区町屋八丁目12番7号 (日立バッテリー販売サービス株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	日立バッテリー販売サービス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	長谷川 康文
住所又は所在地	大阪府枚方市招提田近3丁目3番地 (新神戸プラテックス株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	新神戸プラテックス株式会社 代表取締役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	金井 淳
住所又は所在地	大阪府枚方市招提田近3丁目3番地 (新神戸プラテックス株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	新神戸プラテックス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	入谷 任一
住所又は所在地	埼玉県深谷市岡2200番地 (新神戸テクノサービス株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	新神戸テクノサービス株式会社 代表取締役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	宮城 智一
住所又は所在地	埼玉県深谷市岡2200番地 (新神戸テクノサービス株式会社 所在地)
職業又は事業の内容	新神戸テクノサービス株式会社 監査役
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	鈴木 幹十
住所又は所在地	中国広東省東莞市茶山鎮石大路 茶山工業園 (日立蓄電池(東莞)有限公司 所在地)
職業又は事業の内容	日立蓄電池(東莞)有限公司 董事長
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	市川 一夫
住所又は所在地	中国広東省東莞市茶山鎮石大路 茶山工業園 (日立蓄電池(東莞)有限公司 所在地)
職業又は事業の内容	日立蓄電池(東莞)有限公司 董事
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	辻 裕貴
住所又は所在地	260 Moo 7, Gateway City Industrial Estate, Tambol Huasamrong, Amphur PiangYao, Chachoengsao 24190, Thailand (Hitachi Storage Battery (Thailand) Co., Ltd. 所在地)
職業又は事業の内容	Hitachi Storage Battery (Thailand) Co., Ltd. President Hitachi Chemical (Thailand) Co., Ltd. Director
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	千葉 和男
住所又は所在地	260 Moo 7, Gateway City Industrial Estate, Tambol Huasamrong, Amphur PlangYao, Chachoengsao 24190, Thailand (Hitachi Storage Battery (Thailand) Co., Ltd. 所在地)
職業又は事業の内容	Hitachi Storage Battery (Thailand) Co., Ltd. Director
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	境 恭一
住所又は所在地	台湾台北市士林區承德路四段150號11樓 (台湾神戸電池股?有限公司 所在地)
職業又は事業の内容	台湾神戸電池股?有限公司 董事
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	石踊 彰
住所又は所在地	台湾台北市士林區承德路四段150號11樓 (台湾神戸電池股?有限公司 所在地)
職業又は事業の内容	台湾神戸電池股?有限公司 監察人
連絡先	連絡者 新神戸電機株式会社 経営支援本部 法務・IRグループ担当部長 岡本 健 連絡場所 東京都中央区明石町8番1号 電話番号 (03)6811 - 2360
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	田中 一行
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 取締役 兼 代表執行役 執行役社長
連絡先	連絡者 日立化成工業株式会社 CSR統括部 コーポレートコミュニケーションセンタ 法務グループ 法務担当部長 斎藤 正道 連絡場所 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 電話番号 (03)3346 - 3111
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	浦野 孝志
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 取締役
連絡先	連絡者 日立化成工業株式会社 CSR統括部 コーポレートコミュニケーションセンタ 法務グループ 法務担当部長 斎藤 正道 連絡場所 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 電話番号 (03)3346 - 3111
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成23年12月1日現在)

氏名又は名称	武田 啓一
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 取締役 日立粉末冶金株式会社 監査役 日立化成ビジネスサービス 監査役 日本電解株式会社 監査役 日立化成デュボンマイクロシステムズ株式会社 監査役
連絡先	連絡者 日立化成工業株式会社 CSR統括部 コーポレートコミュニケーションセンタ 法務グループ 法務担当部長 斎藤 正道 連絡場所 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 電話番号 (03)3346 - 3111
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

新神戸電機株式会社

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式173,618株(発行済株式総数の0.34%)を保有しておりますが、すべて自己株式であるため、議決権はございません。

臼井 正信

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	33(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	33		
所有株券等の合計数	33		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 臼井正信は、小規模所有者に該当いたしますので、臼井正信の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

伊藤 繁

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	16(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	16		
所有株券等の合計数	16		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 伊藤繁は、株式累積投資における持分(対象者株式10株(小数点以下切り捨て)に相当)を保有しておりますが、議決権が1個に満たないため、伊藤繁の「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 伊藤繁は、小規模所有者に該当いたしますので、伊藤繁の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

園頭 幹雄

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	15		
所有株券等の合計数	15		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 園頭幹雄は、小規模所有者に該当いたしますので、園頭幹雄の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

花枝 昇一

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 花枝昇一は、小規模所有者に該当いたしますので、花枝昇一の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

川上 典彦

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	11		
所有株券等の合計数	11		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 川上典彦は、株式累積投資における持分(対象者株式233株(小数点以下切り捨て)に相当)を保有しておりますが、議決権が1個に満たないため、川上典彦の「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 川上典彦は、小規模所有者に該当いたしますので、川上典彦の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

清水 毅

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 清水毅は、小規模所有者に該当いたしますので、清水毅の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

大川 誉夫

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 大川誉夫は、小規模所有者に該当いたしますので、大川誉夫の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

角田 和好

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 角田和好は、小規模所有者に該当いたしますので、角田和好の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

内村 俊一郎

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 内村俊一郎は、小規模所有者に該当いたしますので、内村俊一郎の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

鎌田 満利

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	9		
所有株券等の合計数	9		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 鎌田満利は、株式累積投資における持分(対象者株式141株(小数点以下切り捨て)に相当)を保有しておりますが、議決権が1個に満たないため、鎌田満利の「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 鎌田満利は、小規模所有者に該当いたしますので、鎌田満利の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

茅野 真司

(平成23年12月 1 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	7(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	7		
所有株券等の合計数	7		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 茅野真司は、株式累積投資における持分(対象者株式980株(小数点以下切り捨て)に相当)を保有しておりますが、議決権が1個に満たないため、茅野真司の「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 茅野真司は、小規模所有者に該当いたしますので、茅野真司の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

高橋 聡

(平成23年12月 1 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	3		
所有株券等の合計数	3		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 高橋聡は、小規模所有者に該当いたしますので、高橋聡の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

齋藤 幸弘

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	3		
所有株券等の合計数	3		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 齋藤幸弘は、小規模所有者に該当いたしますので、齋藤幸弘の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

小西 真

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 小西真は、株式累積投資における持分(対象者株式546株(小数点以下切り捨て)に相当)を保有しておりますが、議決権が1個に満たないため、小西真の「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 小西真は、小規模所有者に該当いたしますので、小西真の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

吉田 研二

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 吉田研二は、小規模所有者に該当いたしますので、吉田研二の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

児玉 弘則

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 児玉弘則は、小規模所有者に該当いたしますので、児玉弘則の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

松本 勇一

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 松本勇一は、小規模所有者に該当いたしますので、松本勇一の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

山本 貢

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 山本貢は、株式累積投資における持分(対象者株式152株(小数点以下切り捨て)に相当)を保有しておりますが、議決権が1個に満たないため、山本貢の「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 山本貢は、小規模所有者に該当いたしますので、山本貢の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

鳥光 振武

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 鳥光振武は、小規模所有者に該当いたしますので、鳥光振武の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

今田 進

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	3		
所有株券等の合計数	3		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 今田進の「所有する株券等の数」には、新神戸電機社員持株会における持分に相当する対象者株式1,888株(小数点以下切り捨て)に係る議決権の数1個が含まれております。

(注2) 今田進は、小規模所有者に該当いたしますので、今田進の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

逸見 敏夫

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 逸見敏夫は、小規模所有者に該当いたしますので、逸見敏夫の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

長谷川 康文

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	4		
所有株券等の合計数	4		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 長谷川康文は、株式累積投資における持分(対象者株式42株(小数点以下切り捨て)に相当)を保有しておりますが、議決権が1個に満たないため、長谷川康文の「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 長谷川康文は、小規模所有者に該当いたしますので、長谷川康文の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

金井 淳

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	3		
所有株券等の合計数	3		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 金井淳は、小規模所有者に該当いたしますので、金井淳の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

入谷 任一

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 入谷任一は、小規模所有者に該当いたしますので、入谷任一の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

宮城 智一

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 宮城智一の「所有する株券等の数」には、新神戸電機社員持株会における持分に相当する対象者株式2,513株(小数点以下切り捨て)に係る議決権の数2個が含まれております。

(注2) 宮城智一は、小規模所有者に該当いたしますので、宮城智一の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

鈴木 幹十

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	3		
所有株券等の合計数	3		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 鈴木幹十の「所有する株券等の数」には、新神戸電機社員持株会における持分に相当する対象者株式3,928株(小数点以下切り捨て)に係る議決権の数3個が含まれております。

(注2) 鈴木幹十は、小規模所有者に該当いたしますので、鈴木幹十の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

市川 一夫

(平成23年12月 1 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	8		
所有株券等の合計数	8		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 市川一夫の「所有する株券等の数」には、新神戸電機社員持株会における持分に相当する対象者株式1,222株(小数点以下切り捨て)に係る議決権の数1個が含まれております。

(注2) 市川一夫は、小規模所有者に該当いたしますので、市川一夫の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

辻 裕貴

(平成23年12月 1 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 辻裕貴は、株式累積投資における持分(対象者株式186株(小数点以下切り捨て)に相当)を保有しておりますが、議決権が1個に満たないため、辻裕貴の「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 辻裕貴は、小規模所有者に該当いたしますので、辻裕貴の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

千葉 和男

(平成23年12月 1 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 千葉和男の「所有する株券等の数」には、新神戸電機社員持株会における持分に相当する対象者株式1,158株(小数点以下切り捨て)に係る議決権の数1個が含まれております。

(注2) 千葉和男は、小規模所有者に該当いたしますので、千葉和男の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

境 恭一

(平成23年12月 1 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	4		
所有株券等の合計数	4		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 境恭一は、株式累積投資における持分(対象者株式825株(小数点以下切り捨て)に相当)を保有しておりますが、議決権が1個に満たないため、境恭一の「所有する株券等の数」には含めておりません。

(注2) 境恭一は、小規模所有者に該当いたしますので、境恭一の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

石踊 彰

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 石踊彰は、小規模所有者に該当いたしますので、石踊彰の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

田中 一行

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 田中一行は、小規模所有者に該当いたしますので、田中一行の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

浦野 孝志

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 浦野孝志は、小規模所有者に該当いたしますので、浦野孝志の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

武田 啓一

(平成23年12月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 武田啓一は、小規模所有者に該当いたしますので、武田啓一の「所有する株券等の数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

当社は、対象者との間で2010年3月31日にブランド価値使用契約を締結しております。当該契約の概要は以下のとおりです。

契約内容	対価	契約期間
対象者による日立ブランドに関する使用権の取得	製品の売上に対し一定の使用料を支払う。	2010年4月1日から2015年3月31日まで(その後は1年ごとの自動更新)

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券CMに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日付で大和証券CMから株式価値算定書を取得しているとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定に当たっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

さらに、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、第三者委員会を設置し、諮問を行い、第三者委員会は、2011年11月24日に、対象者取締役会に対して、(a)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の企業価値向上に資すること、(b)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件(本公開買付けにおける公開買付価格を含む。)の公正性は確保されていること、(c)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに(d)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのことです。

そして、対象者プレスリリースによれば、対象者は、大和証券CMより取得した株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2011年11月25日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役(取締役9名中、出席取締役7名)の全員一致で決議を行ったとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の社外取締役である角田和好氏及び内村俊一郎氏は、公開買付者の執行役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、1962年の設立以来、絶縁ワニス、積層板、絶縁ガイシ、カーボンブラシなど4つの源流製品から発展した広範囲な基盤技術を製品開発の支えとし、これらの基盤技術を拡大、複合、融合させるとともに、市場動向を把握し、顧客ニーズを探索することで幅広い事業展開を行ってきました。近年は、高い成長が見込まれ、当社の技術的な強みが発揮できる「情報通信・ディスプレイ」、「環境・エネルギー」、「ライフサイエンス」、「自動車・交通インフラ」の4事業領域を中心に、顧客への最適なソリューションの提供を一層強力で推進してきました。また、当社を含む日立製作所グループは、情報技術(IT)と社会インフラシステムの高度な融合により実現する「社会イノベーション事業」を軸に、グローバル市場での成長をめざしており、当社もそれらを支える重要な基盤事業としての役割を担っています。

そして現在、当社グループは、欧米を中心とした経済の減速と深刻な円高の影響を受ける厳しい経営環境のもと、「時代を拓く優れた技術と製品の開発を通して社会に貢献すること」を理念とし、今後の持続的成長を達成するために、2010年

度から3ヵ年の中期経営計画で掲げる「グローバル展開」、「新製品・新事業の創出」を軸とした成長戦略を推進してきました。2011年度以降も新製品の積極的な市場への投入、成長分野への経営資源の重点投入、海外事業の強化等の諸施策を進め、グローバル規模での事業の拡大に鋭意取り組んでまいります。

一方、対象者は、蓄電池を製造する日本蓄電池製造株式会社と、蓄電池、合成樹脂加工を手がける神戸電機株式会社が1969年に合併して発足した、当社の連結子会社であります。

現在、対象者グループは、「人と環境の未来のために独創的な先端技術を育み、信頼される製品・サービスで社会に貢献する」ことを経営理念とし、電池・電気機器、コンデンサ及び合成樹脂製品の製造・販売を主な事業としており、当社グループにおける先端部品・システムセグメントにおいて製品の製造・販売を担っております。対象者グループは、2011年4月には、「低炭素社会の中核を担う技術・製品・サービスで環境と調和した社会の実現を目指します」との企業ビジョンを制定し、「新エネ・環境志向製品(フラッグ製品)への注力」、「グローバル戦略の強化・拡大」、「モノづくり力向上による体質強化」を基本方針に掲げ、アイドリングストップ車用鉛蓄電池や、新エネルギー向け蓄電池・コンデンサの製造・販売を通じ、低炭素社会実現に貢献する事業の強化を図りつつあります。なお、対象者グループは、従来より、電池・電気機器として、自動車用鉛蓄電池、産業用鉛蓄電池、産業用リチウムイオン電池、リチウムイオンキャパシタ等を製造・販売していましたが、2009年10月に、総合蓄電デバイス事業の業容拡大を目的として、当社グループでコンデンサ事業を手がけていた新町コンデンサ株式会社(現・日立エーアイシー株式会社)の株式のすべてを、日立エーアイシー株式会社(現・日立化成エレクトロニクス株式会社)より取得して子会社化し、新たにアルミ電解コンデンサ、フィルムコンデンサをその取扱製品に追加しております。

当社グループと対象者グループは、これまで電池・電気機器、コンデンサ、合成樹脂製品の材料や樹脂の研究開発において連携を図るなど、主に研究開発面においてその関係を強化してきました。

昨今、対象者グループを含む当社グループを取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けています。対象者グループの主要な取引先である自動車メーカーが、生産のグローバル展開を加速していることから、対象者グループ自身も、自動車メーカーによる生産のグローバル化に合わせ、従来からの課題であったグローバル展開の強化を急がなければ、市場における競争に打ち勝つことは困難な状況となっています。また、産業用蓄電池等でも、今後の市場拡大への期待から新規参入企業の出現や技術革新により一層の競争激化が予想され、対象者としても、従来からの総合蓄電デバイス事業のさらなる強化、差別化を図り、市場のニーズに合った製品を開発し供給できなければ、厳しい競争を戦い続けることが困難であると認識しています。

また、当社の親会社である日立製作所は、電池事業について、2010年6月にグループとしての事業戦略を策定、「リチウムイオン電池を軸とした電池事業の強化について」として公表し、2010年4月1日に日立マクセル株式会社と日立ピークルエナジー株式会社を構成会社として設立した日立製作所の社内カンパニー「電池システム社」のリーダーシップのもと、電池セル単体の販売による事業拡大とともに、日立製作所グループの技術を活用して、電池の充放電を最適な状態に制御するシステム及び保守・サービスも含めた電源ソリューション事業への展開を推進していくこととし、大型産業用蓄電池事業については対象者と連携し進めることとしました。

その後さらに、日立製作所は、2011年11月25日付で「電池事業に関する体制再編について」として、日立製作所グループの電池事業の運営を、民生用、車載用、産業用といったアプリケーションごとに推進する体制に再編することとし、産業用は対象者に事業を集約し、従来電池システム社が担当してきた大規模産業用リチウムイオン電池についても2012年1月1日付で対象者に集約する予定である旨を公表しております。対象者は産業用鉛蓄電池で培った顧客基盤を最大限に活用し、大規模産業用リチウムイオン電池を含む産業用蓄電池事業の早期規模拡大を目指すこととなりました。

このような状況の中、当社と対象者は、2011年8月頃から、両社の企業価値をさらに向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けとその後の取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、対象者グループにおいて当社グループが持つ海外ネットワーク、豊富な資金力及び研究開発関係の経営資源をより一層活用し、対象者グループのグローバル展開を加速すること、並びに対象者グループにおける研究開発投資を拡大して製品ラインアップを強化し、伸長が期待される社会インフラやエネルギー分野における蓄電デバイス市場や海外自動車部品市場において事業規模を拡大する取組みをより一層加速していくことが、対象者の企業価値の拡大に有益であるとともに、当社グループ全体の企業価値拡大のためにも有益であるとの結論に至り、当社は、2011年11月25日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することとしました。当社は、対象者の完全子会社化により、当社グループが中長期的な視点から機動的な経営戦略を実践することが可能になると考えています。

具体的には、対象者が当社の完全子会社となることにより以下の施策の実行による企業価値の向上が図れると考えております。

まず、今後の拡大が見込まれる産業用の鉛蓄電池やリチウムイオン電池、リチウムイオンキャパシタ、コンデンサなどの蓄電デバイス事業では、材料の調達から組立て、バック化、システム化、保守・点検に至る一連のバリューチェーンを、対象者を中心とした当社グループ及び日立製作所電池システム社の技術並びにソリューションとの融合によって構築することにより、対象者の蓄電デバイス事業における優位性がさらに高まると考えております。例えば、電池材料につきま

しては、世界トップシェアの当社グループのリチウムイオン電池用負極材において、材料の提供にとどまらず、電池を構成する他の材料との特性評価等でも対象者と連携を強化し関係性を深めることにより、電池の性能向上を見込んでおります。また、日立製作所電池システム社の人財等を対象者に集中することで、電池を制御する技術を強化することが可能となり、システム面での性能向上を図ることができると考えております。

次に、製造面では、合成樹脂製品を中心に、対象者グループと当社グループとの製造拠点のグローバルレベルでの相互利用により生産効率・生産能力の向上が図れるほか、事業継続計画(Business Continuity Plan)に対応した取組みを行うことも可能となります。原材料の調達においては、共同購買の推進により調達コストを引き下げることが期待できます。そして、営業面では、当社グループは海外に販売拠点を多数有していることから、対象者グループが自動車用鉛蓄電池や産業用蓄電池等の販売につき、その販売網を活用することができるとともに、販売拠点では製品ラインアップの拡充を図ります。具体的には、米国、ドイツ、中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、タイ、インドに当社グループは販売拠点を有しており、各販売拠点が対象者グループの製品を取り扱うには相応の準備期間が必要ではあるものの、受入態勢の整った販売拠点から製品を取り扱うことが可能となります。一方、当社グループが対象者グループの合成樹脂製品の販売網を活用し、売上拡大を図っていきます。合成樹脂製品においては、当社と対象者間で一部競合する製品については、取り扱う製品を棲み分けすることで営業効率の向上を図ります。

また、研究開発では、技術協力と新製品の共同開発を加速することが可能となります。対象者グループは、対象者が当社の完全子会社となることで、当社グループの余剰資金を活用し、研究開発を従来よりも活発に行うことが可能となり、当社の研究開発資源を従来以上に活用し、材料特性の向上や新規材料開発により蓄電デバイスの性能向上を図っていきます。また、合成樹脂製品では、競合企業と製品の差別化を図るため、当社と対象者が樹脂の組成から共同で開発を行い、当社が開発した樹脂を利用した製品を対象者が開発、製造することも実施してまいります。

さらに、新規事業の立上げでは、今後市場規模の拡大が見込めるLED、車載部品、家電製品やコンピュータ周辺機器で発生する熱を上手に逃がすサーマルマネジメント材料など、協業によりラインアップを拡充し、当社及び対象者独自の販売網を相互に活用して、事業規模の拡大を図ります。

加えて、資本政策においては、対象者が当社の完全子会社となることで、対象者グループは当社グループの余剰資金を活用し設備投資を行うことが可能となり、より大規模な投資に際しても当社グループ全体としての柔軟な資金対応ができるようになります。

なお、当社は、本公開買付け及び対象者の完全子会社化後の対象者の経営方針等につきましては、現時点で決定事項はなく、本公開買付け及び対象者の完全子会社化を実施後も引き続き対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

また、対象者公表の2011年11月25日付「期末配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、本公開買付けの決済後である2012年3月31日を基準日とする期末配当を行った場合、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、2011年11月25日開催の対象者取締役会において、平成24年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者が本書提出日現在において当社の連結子会社であり、また、対象者の取締役のうち2名が当社の執行役を兼務していることを勘案し、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付け価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日に算定書を取得いたしました(なお、当社は、野村證券から本公開買付け価格の妥当性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。)。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びD/C/F法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

(a) 市場株価平均法：1,260円～1,324円

市場株価平均法では、2011年11月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の、直近6ヵ月間の終値平均値、直近3ヵ月間の終値平均値、直近1ヵ月間の終値平均値、直近5営業日の終値平均値及び基準日終値(それぞれ、1,279円、1,324円、1,302円、1,288円、1,260円。各終値平均値については小数点以下を四捨五入。)を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,260円～1,324円と分析しております。

(b) 類似会社比較法：878円～1,377円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、878円～1,377円と分析しております。

(c) DCF法：1,479円～1,751円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,479円～1,751円と分析しております。

当社は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデューデリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付け価格を1,710円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり1,710円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2011年11月24日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,260円に対して35.71%、過去1ヵ月間(2011年10月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,302円に対して31.34%、過去3ヵ月間(2011年8月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,324円に対して29.15%、過去6ヵ月間(2011年5月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,279円に対して33.70%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付け価格は本書提出日の前営業日である2011年11月30日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値1,699円に対して0.65%のプレミアムを加えた金額となります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券CMに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日付で大和証券CMから株式価値算定書を取得しているとのことです。なお、対象者は大和証券CMから本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、大和証券CMは、対象者からのかかる依頼に基づき、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っているとのことであり、対象者は2011年11月24日に大和証券CMより株式価値の算定結果の報告を受けているとのことです。大和証券CMが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では2011年11月22日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値1,321円、過去1ヵ月間の終値平均株価1,307円、過去3ヵ月間の終値平均株価1,321円及び過去6ヵ月間の終値平均株価1,277円を基に1,277円～1,321円、DCF法では1,473円～2,034円と算定しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、第三者算定機関である大和証券CMは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定に当たっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立性を有する、長谷川臣介氏(公認会計士、長谷川公認会計士事務所)、高橋明人氏(弁護士、高橋・片山法律事務所)及び大川誉夫氏(対象者の社外取締役であり、東京証券取引所及び大阪証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されております。)の3名から構成される第三者委員会を設置し、(a)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の企業価値向上に資するか、(b)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件(本公開買付けにおけ

る公開買付価格を含む。)の公正性が確保されているか、(c)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、を第三者委員会に対し諮問することを対象者取締役会にて決議の上、第三者委員会へ諮問を行ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、合計で5回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討に当たり、対象者から、公開買付者の提案内容、本公開買付け及び本完全子会社化手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者からも同様の説明を受けたとのことです。また、大和証券CMが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考にするとともに、大和証券CMから対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。さらに、第三者委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からも、本公開買付け及びその後の一連の手続について説明を受けたとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、2011年11月24日に、対象者取締役会に対して、(a)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の企業価値向上に資すること、(b)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件(本公開買付けにおける公開買付価格を含む。)の公正性は確保されていること、(c)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに(d)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのことです。

対象者における取締役会に出席した取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、大和証券CMより取得した株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2011年11月25日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役(取締役9名中、出席取締役7名)の全員一致で決議を行ったとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の社外取締役である角田和好氏及び内村俊一郎氏は、公開買付者の執行役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付価格の公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	月別	平成23年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高株価	1,238	1,326	1,327	1,346	1,361	1,482	1,702
最低株価	1,084	1,132	1,229	1,101	1,243	1,265	1,206

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第88期(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) 平成22年 6月24日関東財務局長に提出

事業年度 第89期(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) 平成23年 6月28日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第 2 四半期(第90期中)(自 平成23年 7月 1日 至 平成23年 9月30日) 平成23年11月14日関東財務局長に提出

なお、対象者公表の2011年11月25日付「執行役の異動について」によれば、対象者は、以下のとおり執行役の異動につき決議したとのことです。

・新任〔2012年 1月 1日付〕 ()内は現職

大田黒 俊夫(日立製作所 電池システム社 C T O)

< 新任執行役の略歴 >

大田黒 俊夫(1955年 9月24日生)

1993年 4月 日立製作所入社

2000年 2月 同社 機械研究所第五部長

2005年 9月 同社 グループ戦略本部 技術戦略室長

2009年 7月 同社 電池事業統括推進本部副本部長

2010年 4月 同社 電池システム社 C T O (現任)

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

新神戸電機株式会社
(東京都中央区明石町8番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

5【その他】

対象者公表の2011年11月25日付「期末配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、本公開買付けの決済後である2012年3月31日を基準日とする期末配当を行った場合、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、2011年11月25日開催の対象者取締役会において、平成24年3月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。